

## 国際漁業学会 会則

(赤字部分は 2013 年総会における承認を受けた修正である。)

第 1 条 本会は、国際漁業学会という。

第 2 条 本会は、国際漁業（世界の漁業、関連国際機関の動向、諸外国の漁業政策、水産物貿易、および漁業開発や、わが国の経験の海外への紹介、等）、ならびにわが国漁業一般について研究し、その発表、および情報の提供・交換をもって、学術の発展と、漁業、水産業、食料に関する諸問題の解決に資することを目的とする。

第 3 条 本会は、その目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- (1) 年 1 回以上の大会、総会、および研究会の開催。
- (2) 国内における国際シンポジウムの開催、および海外における国際シンポジウムの国内業務の担任。
- (3) 学会誌『国際漁業研究』、『Journal of International Fisheries』の刊行、およびその他関係資料の発行、配布。
- (4) 学術の発展に寄与したものへの表彰。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第 4 条 本会の事務局は、〒631-8505 奈良県奈良市中町 3327-204 近畿大学農学部内に置く。

第 5 条 本会の会員は、本会の目的に賛同し入会したものであつて、これを一般会員、学生会員、賛助会員、在外（一般、学生）会員に分ける。新たに入会しようとするものは、入会届を提出し、理事会で承認されなくてはならない。

第 6 条 本会の会計年度は、4 月 1 日 (⇒8 月 1 日) より 3 月 31 日 (⇒7 月 31 日) までとする。会員は、総会で承認された、所定の会費を納入しなくてはならない。

第 7 条

1. 本会は、総会で 15 名以内の理事を選出し、理事会を構成する。理事会は、会長 1 名、副会長 2 名、編集委員長 1 名、IIFET 担当委員長 1 名、事務局長 1 名を互選する。これらの任期は 3 年間 (注) とし、再任を妨げない。
2. 会長は本会を代表し、本会の業務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した順序で、それを代理する。
3. 編集委員長は、5 名程度の学会誌編集委員を指名し、理事会の議を経て、編集委員会を構成する。必要に応じて、編集総務を選任することができる。

(注) 現行の理事・役員任期は第 6 条会計年度の変更により、2014 年 4 月 1 日から 2016 年 7 月末までとする。

4. 事務局長は事務局を構成し、本会の運営、会計、大会の開催等について、事務をおこなう。必要に応じて、事務局支部を置くことができる。
5. 理事会は、学会賞選考委員長 1 名、ならびに学会賞選考委員 5 名程度を選任する。選考委員会は、『JIFRS Yamamoto Prize』および別に定める国内賞各賞の選考をおこなう。
6. 理事会は、理事以外の会員から監事を選任する。監事は本会の会計状況を監査し、理事会ならびに総会で報告する。
7. 次期 3 年間の理事は、当期の理事会にて推薦し、総会の議を経て決定する。

第 8 条 本会は、理事会の議を経て、名誉会長 1 名、名誉顧問および顧問若干名を置くことができる。名誉会長、名誉顧問および顧問からは、会費は徴収しない。

第 9 条 本会の最高議決機関は総会とし、毎年 1 回開催し、次の事項を審議する。

- (1) 前年度の事業報告、および収支決算。
- (2) 次年度の事業計画、および予算。
- (3) 理事の選出。
- (4) 会則の改定。
- (5) その他必要事項。

第 10 条 理事会は必要に応じ、会長が招集する。必要に応じ、持ち回り理事会とすることも可能とする。

第 11 条 会員に、本会の名誉を傷つける、または本会の目的に違反する行為（会費の滞納を含む）があったときには、総会の議を経て、会長がこれを除名できる。

第 12 条 別に定めのある場合を除き、議事は出席者の過半をもって議決する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

第 13 条 本会則は、総会の議をもって変更できるものとする。

第 14 条 本会則は、2012 年度の総会の議をもって施行し、2011 年 4 月 1 日へ遡って適用する。